

9. 韓国

(1) 教育制度

韓国の教育制度は、6-3-3-4制を採用している。日本の学校制度とほぼ同じである。初等学校6年（1995年に「国民学校」から改称。）と中学校3年が義務教育となっている。（中学校は、2002年に義務教育化された。）全国の初等学校の殆んどは、公立だが、中学校の公立と私立の比率は、3:1となっている。英語教育は、小学校第3学年から開始される。漢字教育は、禁止されていないが、義務付けられてもいない。

高等学校は、3年で、普通高等学校、職業高等学校、放送・通信制の高等学校などがある。中学校から高等学校へはほぼ全員が進学する。韓国の高等学校では、英語以外に第二外国語があり、日本語の選択率がトップとなっている。高等学校の普通高等学校と職業系の高等学校の割合は、3:2、公立と私立の割合は、6:5となっている。

大学は4年（医科などは6年）であり、高等学校から大学への進学率は70%を超えている。大学入試は、日本の大学入試センター試験に相当する試験「修能（スヌン）」の成績にもとづいて志望校を選定し、受験する「定時募集（チョンシモジブ）」と推薦入試やAO入試（admissions office 試験）などに相当する「随時募集（スシモジブ）」とがある。

韓国は、学歴社会であり、出身大学によって就職や出世がきまるともいわれている。このため韓国では激しい受験競争が行われているという。韓国では男子に対する徴兵制（2年強、18歳で徴兵検査）がしかれているため、大学に入学してから、休学をして軍隊に入るものが多い。このため、男子は、大学を6年以上かけて卒業することになる。またこの制度があるので大学入試のための浪人を避ける傾向があるといわれる。学部在学中の海外の大学への留学も多い。

初等学校では、教師が全教科を担当する割合が高いが、一割程度の教員は、専科担任教員で、音楽、美術、体育、英語などを担当している。初等学校では、全人的、統合的教育を重視するという考え方である。また、初等学校、中学校、高等学校の学年は、3月1日から翌年の2月末までである。そして、2学期制である。日本と比べると、夏休みが短く、冬休みが長い。

韓国では、日本の学習指導要領に相当するものを「教育課程」という。教科書の検定は、この「教育課程」に基づいて行われる。（以下、原語にしたがって「教育課程」と記す。）韓国は、1997年12月30日に、第7次教育課程を告示した。そして2000年から順次実施され、現在、この第7次教育課程が適用されている。第7次教育課程の改訂の重点（第6次教育課程との相違点）について、韓国政府は、次のように説明している。

第一に、「国民共通課程の編成と学生中心教育課程の導入」として、①初等学校第1学年から高等学校第1学年までを、国民の共通基本教育期間（10年）として設定し、一貫性のある教育を実施する。②高等学校第2～3学年では、教科により、一般選択と深化選択に分け、多様な選択科目を開設し、学生の選択の幅を広げる。（韓国では児童又は生徒のことを「学生」という。）

第二に、「水準別教育課程の導入」として、「学生の能力（個人差）による多様な教育の機会を提供するために、教科特性によって、段階型、深化補充型、科目選択型の3つの水準別教育課程を導入した。」

II. 教科書制度と教育事情

第三に「裁量活動の新設と拡大」として、「自己主導学習能力の伸長のために、すべての教科活動時間を学校・教員・学生がともに選択できるようにした。」

第四に、「学習量の最適化と水準の調整」として、「学習負担を軽減するため、教科別最低必修要素を中心に学習内容を精選し、範囲と水準を調整した。」

第五に、「教育課程の評価体制の確立」として、「学生が達成すべき教科別達成基準を設定し、この基準により評価する。」「学校別に編成する教育課程の評価体制も確立する。」

第六に、「創意性、情報能力の培養」として「情報化時代を迎えてコンピュータ教育と、開放的・創造的教育活動を強化する。」と。

また、従来、韓国の教科書の体様については、規制の強い「教科用図書の体制基準（教育部の告示）」によって定められてきたが、これについては、「規制緩和」の要請や「教科書研究の成果を重視せよ」などの意見をうけて、第7次教育課程の制定を前に廃止された。そして、教育部（現在の教育科学技術部。韓国の文部科学省）は、21世紀型の新たな「教科書の体様の改善」案として「教科書外的体制改善方策」を策定し、実施に移した。その内容は、教科書の体様及び質を、これまでよりも一段高いレベルへと向上させる内容となっている。その内容とは、①教科書の大判化、②カラー数・カラーページの増加、③ページ数は、教育内容の精選にあわせて、減少する科目、科目の内容によりふえる科目などあり、⑤紙質の向上、⑥多様な編集技法の活用など、である。

韓国の教育課程は、先に述べたとおり、10年制の一貫教育となっている。10年間の数学と理科の週当たりの時間数及び年間総授業時数を示すと次の通りである（年間34週が最低。第1学年は、30週）。

理科の週当たりの時間数及び年間総授業時数

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
数学	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4
理科			3	3	3	3	3	4	4	3
年間総時数	830	850	986	986	1088	1088	1156	1156	1224	144 単位

注 1. 年間総時数は、学校の全教科の授業時間数である。

2. 144 単位は、高等学校3年間で修得すべき単位数。

高等学校の第2～3学年では、数学と理科は、選択科目の中から選択して履修する。数学の科目には、数学Ⅰ（8単位）、数学Ⅱ（8単位）、微分と積分（4単位）、確率と統計（4単位）、離散数学（4単位）がある。理科の科目には、物理Ⅰ（4単位）、化学Ⅰ（4単位）、生物Ⅰ（4単位）、地球科学Ⅰ（4単位）、物理Ⅱ（6単位）、化学Ⅱ（6単位）、生物Ⅱ（6単位）、地球科学Ⅱ（6単位）がある。なお1単位は、日本と違い、50分授業を1学期（17週）行くと、1単位となる。

（2）義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

教育基本法第12条（学習者）第2項では、「教育内容・教育方法・教材及び教育施設は、学習者の人格を尊重し、個性を重視して学習者の能力が最大限に発揮できるように考究さ

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

れるべきである。」と規定されている。これをうけて初等中等教育法第 29 条（教科用図書の使用）には、次のような規定がある。

- ①学校では、国家が著作権をもっているか、教育科学技術部（韓国の文部科学省）長官（以下「長官」という。）が検定又は認定した教科用図書を使用しなければならない。
- ②教科用図書の範囲・著作・検定・認定・発行・供給・選定及び価格査定に関して必要な事項は大統領令により定める。

教科用図書の定義は、大統領令により、①教科書 ②指導書 ③認定図書の 3 種類である。それぞれの定義は、次のとおり。

- ①教科書とは、「学校で教育のために使用される学生用の主となる教材と教材を補充する音盤・映像著作物（以下「補完教材」という。）をいう。
- ②指導書とは、「学校で教育のために使用される教師用の主となる教材とそれを補完する教材」をいう。
- ③認定図書とは、「教科書、指導書がない場合、またはこれらを使用することが困難であったり補充する必要がある場合、教育科学技術部長官の認定を受けた教材とその補完教材」をいう。

以上 3 種類の教科用図書を著作権者との関係で見ると「教科用図書に関する規定」で次のように分類されている。（章末の注を参照）

- ①教科書は、次の各号に区分する。
 - 1 種教科書：教育科学技術部が著作権を有する教科書
 - 2 種教科書：教育科学技術部長官の検定を受けた教科書
- ②指導書は、次の各号に区分する。
 - 1 種指導書：教育科学技術部が著作権を有する指導書
 - 2 種指導書：教育科学技術部長官の検定を受けた指導書

教科書の検定は、教育課程に基づいて行われる。なお、認定図書については、このような 1 種、2 種の区別はなく、認定業務も実際には市・道教育監（日本の都道府県教育長にあたる）に委任されている。

韓国では、幼稚園と初等学校及び特別支援学校のすべての教科書と指導書及び中学校の国語、社会（国史）、道徳の 3 科目の教科書と指導書が、1 種教科書（国定教科書）及び 1 種指導書（国定指導書）として製作されている。したがって韓国では、義務教育の教科用図書のおおよそ 7 割が国定である。なお、初等学校の数学と理科の教科用図書は、1 種教科書（国定教科書）と 1 種指導書（国定指導書）であり、中学校の数学と理科の教科用図書は、2 種教科書（検定教科書）と 2 種指導書（検定指導書）である。

第 3 次教育課程期から第 5 次教育課程期（1973 年～1992 年）までは、各科目ごとに合格数を 5 種以内としていたので、競争がきわめて激しく、検定の合格率は低かった。第 6 次教育課程期（1992 年～1997 年）は、各科目ごとの合格数を 8 種以内に増やし、第 7 次教育課程期（1997 年～現在）では、合格数の制限がなくなり、合格率が高まった。ちなみに、第 7 次教育課程期では、合格率が、中学校約 55%、高等学校約 58%である。

2) 教科書の使われ方

韓国では、「教科書に関する規定（大統領令）」で、長い間、学校の授業中、教科用図書

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

以外の図書（副教材，参考書など）の使用を禁止してきた。現在，この規定は，削除されたが，同趣旨の規定が別に作られており，教育科学技術部の立場は，以前とかわりがないという。これは，教科書の価値を国家が重視したことによるものとされている。

したがって，学校の授業は，教科書中心の授業が多い。しかし，学校現場の実情は，近年，検定を受けた補完教材（音盤・映像などの電子著作物）以外の映像及び電子著作物などの副教材の使用が少しずつふえてきているし，高等学校受験のために副教材として入試用問題集を使用する学校がふえてきているという。これらは，黙認ということであろうか。

3) 採択

韓国では，教科書の採択は学校ごとに行われる。1種教科書は，国定なので学校長はそれを採択，使用しなければならない。2種教科書または認定図書については，学校長が，複数の教科書または認定図書のなかから，教科ごとに1種類を採択，使用する権限と責任を有している。しかしその場合，当該学校の「学校運営委員会」の審議を経なければならないことになっている。「学校運営委員会」は，学校の重要事項を審議する権限を与えられている。学校運営委員会については，国公立学校は，1997年から，私立学校は，1999年から設置義務が，課せられた。

4) 有償／無償，給与／貸与

韓国では，初等学校（6年）及び中学校（3年）の教科書などは，無償で給与される。初等学校及び中学校の教科書とは，主たる教材としての教科書と主たる教材を補完するための補完教材（音盤，映像などの電子著作物）である。さらに補助教科書という概念があり，これは，初等学校の国語，数学の学習帳，初等学校の理科の実験観察書，夏休み，冬休みに学習するための「探究生活」という学習帳を指す。補助教科書は広い意味での教科書の概念の中に含まれ，主たる教材であり，教科書と同じく無償で給付される。

無償教科書の範囲は，初等学校及び中学校の教科書（補完教材を含む。）及び補助教科書である。補助教科書は，初等学校だけのもので，中学校にはない。補助教科書には，先に述べたように，国語，社会，理科のほか，夏休み，冬休みに学習するための「探究生活」がある。「探究生活」は，理科の内容が主であるが，国語，社会，数学などの内容も含まれており，動植物の採集や科学実験，面白い数学の問題と解答，時事常識などの学習が，興味をもってできるように工夫されている。

韓国教育課程・教科書研究会の資料によれば，2008年度の学生一人あたりの平均教科書費は，つぎのとおり。

2008年度の学生一人あたりの平均教科書費

初等学校	学年	1	2	3	4	5	6	平均
	ウォン	9,110	10,120	18,490	19,840	23,180	22,850	17,265
	日本円	約550	610	1,110	1,190	1,390	1,370	1,040
中学校	学年	1	2	3	平均			
	ウォン	24,390	22,110	25,990	24,163			
	日本円	約1,460	1,330	1,560	1,450			

II. 教科書制度と教育事情

また、中学校の学生一人当たりの教科別の国の負担額を、学年別に、数学、科学（理科）についてみると、以下のようなになる。初等学校の負担額は、不明である。

中学校の学生一人当たりの教科別の国の負担額

数学	学年	1	2	3	理科	学年	1	2	3
	ウォン	3,100	2,690	2,740		ウォン	2,830	2,650	3,390
	日本円	約190	160	160		日本円	約170	160	200

5) その他

2008年4月、新政府は、国家教育課程審議機構を設置し、未来社会に必要な学力開発のための教育課程の改訂作業に着手した。またこれとあわせて、国定教科書から検定教科書への転換をふやすことや教科書流通体制の改善のための検討を開始した。現在の流通体制の問題には、検定に合格した教科書会社は、採択部数に関係なく、科目ごとに、利益金を平等に分け合うということがある。たとえば、中学校の数学の教科書の総売上にも占める総利益が、それぞれの会社の必要経費を差し引いたうえで10億円あり、数学の教科書の検定に合格した会社が5社あったとすると、各会社に利益金を2億円ずつ配分するというやり方で、この事務は、社団法人韓国検定教科書協会が行っている。この制度を採択部数にあわせて利益金を分配する方式にかえたらどうかというものである。

民間の教科書発行会社は、社団法人韓国検定教科書協会に加盟し、登録することになっている。現在、この協会に登録している教科書発行会社数は67社であり、中学校の教科書発行会社数は40社、高等学校の教科書発行会社数は62社となっている。

(3) 義務教育以後の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

韓国では、教科書の法的位置づけは、初等教育と中等教育とをあわせて規定しており、その内容は、(2)義務教育の教科書で述べたとおりである。教科書には、使用義務がある。

高等学校の教科書は、検定教科書が基本である。しかし、高等学校の教科・科目は、多様化されており、とくに専門科目は、その科目数が多い。これらの科目で採択部数の少ない教科書は、教科書会社が検定の申請をしないので、国が1種教科書（国定教科書）として編集し、刊行している。日本でも高等学校の職業教育用教科書などで検定申請される見込みがない教科書は、同じように文部科学省が編集して、刊行している。なお、高等学校の数学と理科の教科書は、2種教科書（検定教科書）である。

2) 教科書の使われ方

高等学校の授業は教科書中心の授業である。(2)義務教育の教科書のところで述べたように、教育科学技術部は、教科書の権威を高めるために教科書以外の副教材は、授業で使わないよう指導しているが、高等学校では、副教材として大学入試用問題集を使うところがふえてきているという。なお、高等学校の教科書の検定合格率は、義務教育の教科書よりは、やや高く、第7次教育課程期では、58%である。

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

3) 採択

教科書の採択は、学校長の権限であり、その責任において行う。ただし、その場合、当該学校の「学校運営委員会」の審議を経なければならない。「学校運営委員会」は、学校の重要事項を審議する権限を与えられている機関であり、教科書の採択は、学校の重要事項と解されている。

4) 有償／無償，給与／貸与

高等学校の教科書は、有償である。各自が購入する。高等学校の普通科の第1学年の教科書代は、2008年度で24,830ウォン（約1,490円）である。数学と科学（理科）の平均教科書代は、それぞれ、3,340ウォン（約200円）、3,310ウォン（約200円）である。

5) その他

義務教育の教科書のところで述べたことを参照されたい。

【注】

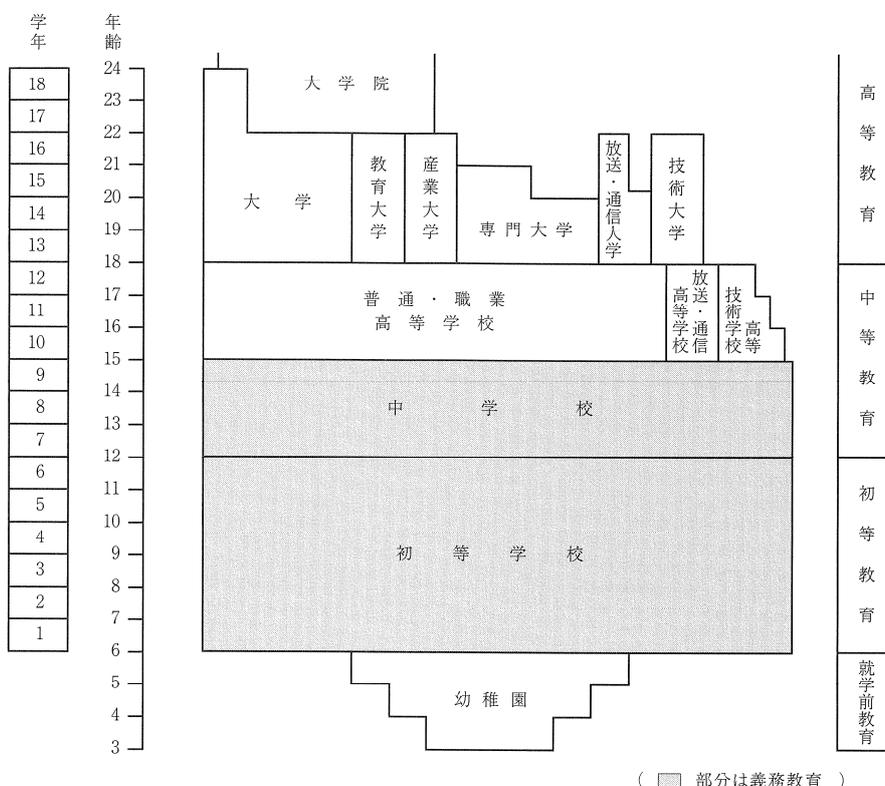
本文中の日本円は平成21年2月20日の為替相場を参考に、1ウォン=0.06円で換算した。

【注】（第2刷）

本文中に記されている1種教科書、2種教科書の「1種」「2種」の用語であるが、その後、韓国教育課程・教科書研究会の許江氏の指摘により、現在では、この用語は公用語としても慣用語としても使用されていないことが判明した。1種は「国定」という用語に、2種は「検定」という用語に変更されている。（2002年6月25日の大統領令）恐縮ながら、読者には、「1種」は「国定」に、「2種」は「検定」に読みかえていただくことを願います。

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

韓国の学校系統図



就学前教育——就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育——義務教育は6～15歳の9年である。

初等教育——初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

中等教育——前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育——高等教育は、4年制大学(医学部など一部専攻は6年)、4年制教育大学(初等教育担当教員の養成)、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育——成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学(夜間大学)、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

(出典：文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』(明石書店、2008.8))

(藤村和男)